

平成29年 5 月18日開会

平成29年 月 日閉会

平成29年6月宮古市議会定例会議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	平成 2 8 年度宮古市一般会計補正予算（第11号）の専決処分に関し承認を求めることについて
議案第 2 号	宮古市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
議案第 3 号	宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
議案第 4 号	平成 2 9 年度宮古市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 号	平成 2 9 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 号	平成 2 9 年度宮古市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 号	平成 2 9 年度宮古市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 号	宮古市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	平成 2 8 年台風第 1 0 号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定資産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例
議案第10号	宮古市児童館条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市コミュニティ消防防災センター条例の一部を改正する条例

議案第13号	川井地区防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結に関する議決 の変更に関し議決を求めることについて
議案第14号	宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めるこ とについて

議案第 1 号

平成 28 年度宮古市一般会計補正予算（第 11 号）の専決
処分に關し承認を求めることについて

平成 28 年度宮古市一般会計補正予算（第 11 号）について、地方
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会の承
認を求める。

平成 29 年 5 月 18 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成28年度宮古市一般会計補正予算（第11号）

平成28年度宮古市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,823千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,944,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年3月31日

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		256,000	492	256,492
	1 地方揮発油譲与税	70,000	4,705	74,705
	2 自動車重量譲与税	185,000	△3,947	181,053
	3 特別とん譲与税	1,000	△266	734
3 利子割交付金		7,000	△3,496	3,504
	1 利子割交付金	7,000	△3,496	3,504
4 配当割交付金		22,000	△13,183	8,817
	1 配当割交付金	22,000	△13,183	8,817
5 株式等譲渡所得割交付金		11,000	△6,015	4,985
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,000	△6,015	4,985
6 地方消費税交付金		1,062,000	△129,316	932,684
	1 地方消費税交付金	1,062,000	△129,316	932,684
7 ゴルフ場利用税交付金		8,000	790	8,790
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,000	790	8,790
8 自動車取得税交付金		34,000	△2,652	31,348
	1 自動車取得税交付金	34,000	△2,652	31,348
10 地方交付税		15,430,647	565,724	15,996,371
	1 地方交付税	15,430,647	565,724	15,996,371
11 交通安全対策特別交付金		6,000	798	6,798
	1 交通安全対策特別交付金	6,000	798	6,798
14 国庫支出金		8,650,558	327,128	8,977,686
	1 国庫負担金	6,502,131	327,128	6,829,259
15 県支出金		9,092,140	△237,449	8,854,691
	2 県補助金	7,517,347	△237,449	7,279,898
17 寄附金		214,526	△83,270	131,256
	1 寄附金	214,526	△83,270	131,256
18 繰入金		11,002,004	△131,689	10,870,315
	1 基金繰入金	11,002,004	△131,689	10,870,315
20 諸収入		710,975	23,215	734,190
	4 雑入	194,249	23,215	217,464
21 市債		6,025,700	△354,900	5,670,800
	1 市債	6,025,700	△354,900	5,670,800
補正されなかった款項にかかる額		10,455,647		10,455,647
** 歳入合計 **		62,988,197	△43,823	62,944,374

2 歳出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,857,404	290,939	18,148,343
	1 総務管理費	5,666,001	289,261	5,955,262
	7 震災復興費	11,433,367	1,678	11,435,045
10 教育費		3,267,466	30	3,267,496
	1 教育総務費	440,026	30	440,056
11 災害復旧費		9,105,981	△334,792	8,771,189
	2 農林水産業施設災害復旧費	6,952,231	△334,792	6,617,439
補正されなかった款項にかかる額		32,757,346		32,757,346
** 歳出合計 **		62,988,197	△43,823	62,944,374

第2表 繰越明許費補正
変更

(単位・千円)

款	項		事業名	金額
11 災害復旧費	2 農林水産業施設 災害復旧費	変更前	農地災害復旧 (28年台風10号)	128,212
		変更後	同上	147,865

第3表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
災害復旧事業債	1,759,500	△ 354,900	1,404,600	普通貸借	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金につい てはその融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るところによる。 ただし、市財政 の都合により据置 期間及び償還期間 を短縮し、又は繰 上償還若しくは低 利に借り換えるこ とができる。
補正されなかった 地方債の額	4,266,200		4,266,200			
計	6,025,700	△ 354,900	5,670,800			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 2 地方譲与税 1 地方揮発油譲与税			
目		補正前の額	補正額	計
1 地方揮発油譲与税		70,000	4,705	74,705
** 計 **		70,000	4,705	74,705

会計 款 項	一般会計 2 地方譲与税 2 自動車重量譲与税			
目		補正前の額	補正額	計
1 自動車重量譲与税		185,000	△3,947	181,053
** 計 **		185,000	△3,947	181,053

会計 款 項	一般会計 2 地方譲与税 3 特別とん譲与税			
目		補正前の額	補正額	計
1 特別とん譲与税		1,000	△266	734
** 計 **		1,000	△266	734

会計 款 項	一般会計 3 利子割交付金 1 利子割交付金			
目		補正前の額	補正額	計
1 利子割交付金		7,000	△3,496	3,504
** 計 **		7,000	△3,496	3,504

会計 款 項	一般会計 4 配当割交付金 1 配当割交付金			
目		補正前の額	補正額	計
1 配当割交付金		22,000	△13,183	8,817
** 計 **		22,000	△13,183	8,817

会計 款 項	一般会計 5 株式等譲渡所得割交付金 1 株式等譲渡所得割交付金			
目		補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金		11,000	△6,015	4,985
** 計 **		11,000	△6,015	4,985

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	4,705	地方揮発油譲与税 4,705

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	△3,947	自動車重量譲与税 △3,947

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別とん譲与税	△266	特別とん譲与税 △266

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子割交付金	△3,496	利子割交付金 △3,496

節		説 明
区 分	金 額	
1 配当割交付金	△13,183	配当割交付金 △13,183

節		説 明
区 分	金 額	
1 株式等譲渡所得割交付金	△6,015	株式等譲渡所得割交付金 △6,015

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 6 地方消費税交付金 1 地方消費税交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 地方消費税交付金		1,062,000	△129,316	932,684
** 計 **		1,062,000	△129,316	932,684

会計 款 項	一般会計 7 ゴルフ場利用税交付金 1 ゴルフ場利用税交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 ゴルフ場利用税交付金		8,000	790	8,790
** 計 **		8,000	790	8,790

会計 款 項	一般会計 8 自動車取得税交付金 1 自動車取得税交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 自動車取得税交付金		34,000	△2,652	31,348
** 計 **		34,000	△2,652	31,348

会計 款 項	一般会計 10 地方交付税 1 地方交付税			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税		15,430,647	565,724	15,996,371
** 計 **		15,430,647	565,724	15,996,371

会計 款 項	一般会計 11 交通安全対策特別交付金 1 交通安全対策特別交付金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 交通安全対策特別交付金		6,000	798	6,798
** 計 **		6,000	798	6,798

会計 款 項	一般会計 14 国庫支出金 1 国庫負担金			
目		補正前の額	補 正 額	計
3 災害復旧費国庫負担金		4,034,101	327,128	4,361,229
** 計 **		6,502,131	327,128	6,829,259

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方消費税交付金	△129,316	地方消費税交付金 △129,316

節		説 明
区 分	金 額	
1 ゴルフ場利用税交付金	790	ゴルフ場利用税交付金 790

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車取得税交付金	△2,652	自動車取得税交付金 △2,652

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	565,724	特別交付税 565,724

節		説 明
区 分	金 額	
1 交通安全対策特別交付金	798	交通安全対策特別交付金 798

節		説 明
区 分	金 額	
1 公共土木施設災害復旧	212,000	道路・河川災害復旧費 212,000
2 農林水産業施設災害復旧	115,128	漁港施設災害復旧費 115,128

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 15 県支出金 2 県補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 総務費県補助金		3,007,664	134,000	3,141,664
9 災害復旧費県補助金		2,320,409	△371,449	1,948,960
** 計 **		7,517,347	△237,449	7,279,898

会計 款 項	一般会計 17 寄附金 1 寄附金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 寄附金		214,526	△83,270	131,256
** 計 **		214,526	△83,270	131,256

会計 款 項	一般会計 18 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入		2,464,582	△763,195	1,701,387
11 東日本大震災復興交付金基金繰入		7,133,232	631,506	7,764,738
** 計 **		11,002,004	△131,689	10,870,315

会計 款 項	一般会計 20 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補 正 額	計
5 雑入		194,245	23,215	217,460
** 計 **		194,249	23,215	217,464

会計 款 項	一般会計 21 市債 1 市債			
目		補正前の額	補 正 額	計
8 災害復旧債		1,759,500	△354,900	1,404,600
** 計 **		6,025,700	△354,900	5,670,800

節		説 明
区 分	金 額	
11 特定被災地域復興支援緊急交付金	134,000	特定被災地域復興支援緊急交付金 134,000
1 農林水産業施設災害復旧	△371,449	林道施設災害復旧費 △371,449

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費寄附金	7,550	ふるさと寄附金 7,550
2 教育費寄附金	△90,820	教育費寄附金 △90,820

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入	△763,195	財政調整基金繰入 △763,195
1 東日本大震災復興交付金基金繰入	631,506	東日本大震災復興交付金基金繰入 631,506

節		説 明
区 分	金 額	
6 市町村振興交付金	23,215	市町村振興交付金 23,215

節		説 明
区 分	金 額	
1 災害復旧債	△318,200	災害復旧事業債 △318,200
2 歳入欠かん債	△36,700	歳入欠かん債 △36,700

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		5 財産管理費	2,374,801	259,872	2,634,673				5,872
		14 諸費	91,742	29,389	121,131				
		** 計 **	5,666,001	289,261	5,955,262				5,872

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 復興総務費	6,807,970	1,678	6,809,648				1,678
		** 計 **	11,433,367	1,678	11,435,045				1,678

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 道路新設改良費	2,818,475		2,818,475				8,000
		** 計 **	3,437,672		3,437,672				8,000

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 事務局費	309,665	30	309,695				30
		** 計 **	440,026	30	440,056				30

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 公共土木施設災害復旧費	1,831,319		1,831,319	212,000		△212,000	
		2 都市公園災害復旧費	105,500		105,500				△90,850
		** 計 **	1,936,819		1,936,819	212,000		△212,000	△90,850

(単位・千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
254,000	25 積立金	259,872	市勢振興基金積立金 5,872 市債管理基金積立金 254,000
29,389	23 償還金利子及び割引料	29,389	国庫支出金等返還金 29,389
283,389			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	25 積立金	1,678	東日本大震災復興基金積立金 1,575 津波遺構保存基金積立金 103

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△8,000			(財源補正)
△8,000			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	25 積立金	30	教育振興基金積立金 30

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			(財源補正)
90,850			(財源補正)
90,850			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 2 農林水産業施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1	漁港災害復旧費		4,593,635		4,593,635	115,128		△115,200	
2	林業施設災害復旧費		2,075,314	△334,792	1,740,522		△371,449	9,000	
	＊ ＊ 計 ＊ ＊		6,952,231	△334,792	6,617,439	115,128	△371,449	△106,200	

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
72			(財源補正)
27,657	15 工事請負費	△334,792	林道災害復旧工事費
27,729			

(参考)

平成 28 年 度 繰 越 明 許 費 繰 越 調 査

(単位・千円)

	科 目			事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳										
	款	項	目						節	既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源					
											国県支出金	地 方 債	そ の 他						
変 更 前	11 災害復旧費	2 農林水産業施設復旧費	4 農林水産業施設災害復旧費	9 旅費	700			700		110,505	13,400	640	3,667						
				11 需用費	1,500			1,500											
				13 委託料	73,485	63,485		10,000											
				14 使用料及び賃借料	1,100			1,100											
				15 工事請負費	113,112			113,112											
				19 負担金補助金及び交付金	2,000	200		1,800											
				計			191,897	63,685							128,212	110,505	13,400	640	3,667

• •

• •

1 - 17

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元金償還見込額	既 定 額	補 正 額	計
			既 定 額	補 正 額	計				
1. 普 通 債	21,946,880	22,065,474	3,498,800		3,498,800	2,419,780	23,144,494	254,000	23,398,494
(7) 土 木 債	6,204,312	6,370,817	323,500		323,500	603,590	6,090,727	254,000	6,344,727
2. 災 害 復 旧 債	105,963	82,174	1,759,500	△ 354,900	1,404,600	25,110	1,816,564	△ 354,900	1,461,664
(1) 補助災害復旧事業債	89,791	67,863	706,600	△ 318,200	388,400	23,233	751,230	△ 318,200	433,030
(3) 歳入欠かん債			186,500	△ 36,700	149,800		186,500	△ 36,700	149,800
補正されなかった 区分に係る額	12,131,163	12,046,808	767,400		767,400	952,732	11,861,476		11,861,476
合 計	34,184,006	34,194,456	6,025,700	△ 354,900	5,670,800	3,397,622	36,822,534	△ 100,900	36,721,634
※うち合併特例債	5,612,485	5,542,487	455,400		455,400	537,479	5,460,408		5,460,408
※うち債務承継								254,000	254,000

議案第 2 号

宮古市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

宮古市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

平成 2 9 年 5 月 1 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

宮古市条例第 2 2 号

宮古市市税条例の一部を改正する条例

宮古市市税条例（平成 1 7 年宮古市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	（所得割の課税標準） 第 3 3 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1）<u>第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u> （2）<u>第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 〔略〕 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提</u>	（所得割の課税標準） 第 3 3 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5 〔略〕 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 3 6 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 〔略〕

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 〔略〕

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところによ

除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 [略]

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

り、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 [略]

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(1)・(2) [略]

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 [略]

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 [略]

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

（固定資産税の課税標準）

第61条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 〔略〕

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第1

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

（固定資産税の課税標準）

第61条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9・10 〔略〕

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分

4条第1項から第3項までの規定による割合

(4) 〔略〕

2 〔略〕

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による
固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による
同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規
定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当し
ないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項
に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月
31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市
長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する
場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当
該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用
土地（以下この項及び次項において「特定被災共用
土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、
同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者
（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納
税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の
3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条
の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々
年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難
の指示等（第74条の2において「避難の指示等」
という。）が行われた場合において、法第349条の
3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項
及び第74条の2において「避難等解除日」という。）
の属する年が法第349条の3の3第1項に規定す
る被災年（第74条の2において「被災年」という。）
の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年
度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算
して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの
各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する
被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被
災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合
（避難の指示等が行われた場合において、避難等解
除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるとき

に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第
1項から第3項までの規定による割合

(4) 〔略〕

2 〔略〕

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による
固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による
同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規
定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当し
ないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同
項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1
月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を
市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分す
る場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び
当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用
土地（以下この項及び次項において「特定被災共用
土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出
は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義
務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土
地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の
3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第7
4条の2において「被災年度」という。）の翌年度又
は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定す
る避難の指示等（第74条の2において「避難の指
示等」という。）が行われた場合において、法第34
9条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下
この項及び第74条の2において「避難等解除日」
という。）の属する年が法第349条の3の3第1項
に規定する被災年（第74条の2において「被災年」
という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年
度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日
以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの
各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に
掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を
証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わ
なければならない。

を除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 〔略〕

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、

(1)～(5) 〔略〕

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 〔略〕

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 〔略〕

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(1)～(6) 〔略〕

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 〔略〕

（読替規定）

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第32項第1号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第1号イ及びロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イからハまでに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、

同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 〔略〕

- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれか

同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 〔略〕

- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれか

に該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類

に該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定

の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

4 〔略〕

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる

3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる

3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる

3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

4 〔略〕

第16条の2 削除

3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 8 3 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 8 7 条及び第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 1 9 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 1 6 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 1 6 条の 3 〔略〕

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 1 6 条の 3 〔略〕

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税

について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 〔略〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の

について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 〔略〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の

基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 〔略〕

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が

基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合には、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 〔略〕

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が

生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 〔略〕

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等

生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 〔略〕

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第

	実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。
2	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 [略] 2～11 [略] <u>12 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>13 [略]</u>	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 [略] 2～11 [略] <u>12 [略]</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定及び改正部分は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の規定 公布の日

(2) 表の2の項の改正部分 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宮古市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを宮古市市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（宮古市市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（宮古市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 宮古市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年宮古市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 第6条 〔略〕 2 〔略〕 3 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受	附 則 第6条 〔略〕 2 〔略〕 3 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受

けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第１６条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕		
新 条 例 附 則 第 １ ６ 条 第 １ 項 の 表 第 ２ 号 ア の 項	第 ２ 号 ア	平成 ２ ６ 年改正条例 附則第 ４ 条の規定に より読み替えて適用 される第 ８ ２ 条第 ２ 号 ア
	〔略〕	

けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第１６条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕		
新 条 例 附 則 第 １ ６ 条 第 １ 項 の 表 第 ８ ２ 条 第 ２ 号 ア の 項	第 ８ ２ 条第 ２ 号 ア	平成 ２ ６ 年改正条例 附則第 ４ 条の規定に より読み替えて適用 される第 ８ ２ 条第 ２ 号 ア
	〔略〕	

備考 改正部分は、下線の部分である。

地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分する。

平成 ２ ９ 年 ３ 月 ３ １ 日

宮古市長 山 本 正 徳

議案第 3 号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

平成 29 年 5 月 18 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

宮古市条例第 2 3 号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険税条例（平成 1 7 年宮古市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（税の減額） 第 2 6 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 4 万円を超える場合には、5 4 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 6 万円を超える場合には、1 6 万円）の合算額とする。 (1) 〔略〕 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 7 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>4 9 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕	（税の減額） 第 2 6 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 4 万円を超える場合には、5 4 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 6 万円を超える場合には、1 6 万円）の合算額とする。 (1) 〔略〕 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 6 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>4 8 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 〔略〕
改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の宮古市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

宮古市長 山本 正徳

議案第4号

平成29年度宮古市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度宮古市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,911,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年5月18日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		14,790,464	16,009	14,806,473
	1 地方交付税	14,790,464	16,009	14,806,473
14 国庫支出金		5,630,751	17,229	5,647,980
	2 国庫補助金	1,725,208	17,229	1,742,437
15 県支出金		4,129,226	96,457	4,225,683
	2 県補助金	2,861,377	96,057	2,957,434
	3 委託金	148,108	400	148,508
18 繰入金		9,335,939	53,638	9,389,577
	1 基金繰入金	9,335,939	53,638	9,389,577
20 諸収入		753,204	3,900	757,104
	4 雑入	243,464	3,900	247,364
21 市債		5,537,300	10,500	5,547,800
	1 市債	5,537,300	10,500	5,547,800
補正されなかった款項にかかる額		7,537,116		7,537,116
** 歳 入 合 計 **		47,714,000	197,733	47,911,733

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		12,075,267	11,580	12,086,847
	1 総務管理費	3,072,141	2,380	3,074,521
	7 震災復興費	8,209,260	9,200	8,218,460
3 民生費		9,243,271	80,357	9,323,628
	1 社会福祉費	5,073,058	6,252	5,079,310
	2 児童福祉費	2,647,449	74,105	2,721,554
6 農林水産業費		2,298,570	57,796	2,356,366
	3 水産業費	1,372,597	57,796	1,430,393
9 消防費		1,679,901	1,900	1,681,801
	1 消防費	1,679,901	1,900	1,681,801
10 教育費		3,463,804	12,200	3,476,004
	1 教育総務費	456,464	400	456,864
	4 社会教育費	680,892	11,800	692,692
11 災害復旧費		3,366,451	28,000	3,394,451
	3 厚生労働施設災害復旧費	279,276	28,000	307,276
12 公債費		3,408,754	5,900	3,414,654
	1 公債費	3,408,754	5,900	3,414,654
補正されなかった款項にかかる額		12,177,982		12,177,982
** 歳 出 合 計 **		47,714,000	197,733	47,911,733

第2表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方 法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
災 害 復 旧 事 業 債	150,300	10,500	160,800	普通貸借	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
補 正 さ れ な か っ た 地 方 債 の 額	5,387,000		5,387,000			
計	5,537,300	10,500	5,547,800			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 10 地方交付税 1 地方交付税			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税		14,790,464	16,009	14,806,473
** 計 **		14,790,464	16,009	14,806,473

会計 款 項	一般会計 14 国庫支出金 2 国庫補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金		85,176	663	85,839
7 災害復旧費国庫補助金		9,310	16,566	25,876
** 計 **		1,725,208	17,229	1,742,437

会計 款 項	一般会計 15 県支出金 2 県補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
2 民生費県補助金		209,349	54,510	263,859
4 農林水産業費県補助金		592,960	41,547	634,507
** 計 **		2,861,377	96,057	2,957,434

会計 款 項	一般会計 15 県支出金 3 委託金			
目		補正前の額	補 正 額	計
8 教育費委託金		10,296	400	10,696
** 計 **		148,108	400	148,508

会計 款 項	一般会計 18 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入		1,202,560	46,218	1,248,778
4 地域創造基金繰入		18,147	380	18,527
11 東日本大震災復興交付金基金繰入		6,481,123	7,040	6,488,163
** 計 **		9,335,939	53,638	9,389,577

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	16,009	特別交付税 16,009

節		説 明
区 分	金 額	
7 地域介護・福祉空間整備	663	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 663
2 保健衛生施設災害復旧	16,566	生活用水供給施設災害復旧費 16,566

節		説 明
区 分	金 額	
17 介護施設等整備	5,589	介護施設等整備事業 5,589
18 保育所等整備交付金	48,921	保育所等整備交付金 48,921
21 漁港施設機能強化	41,547	漁港施設機能強化事業 41,547

節		説 明
区 分	金 額	
3 防災教育・復興教育推進	400	防災教育・復興教育推進事業 400

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入	46,218	財政調整基金繰入 46,218
1 地域創造基金繰入	380	地域創造基金繰入 380
1 東日本大震災復興交付金基金繰入	7,040	東日本大震災復興交付金基金繰入 7,040

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 20 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補 正 額	計
5 雑入		243,460	3,900	247,360
** 計 **		243,464	3,900	247,364

会計 款 項	一般会計 21 市債 1 市債			
目		補正前の額	補 正 額	計
9 災害復旧債		150,300	10,500	160,800
** 計 **		5,537,300	10,500	5,547,800

(単位・千円)

節		説	明
区	分		
10	雑入	3,900	コミュニティ助成事業助成金 3,900

節		説	明
区	分		
1	災害復旧債	10,500	災害復旧事業債 10,500

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 文書広報費	238,338	2,000	240,338				2,000
		8 地域振興費	162,952	380	163,332				380
		** 計 **	3,072,141	2,380	3,074,521				2,380

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 復興総務費	1,797,980	9,200	1,807,180				7,040
		** 計 **	8,209,260	9,200	8,218,460				7,040

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		5 老人福祉費	1,298,913	6,252	1,305,165	663	5,589		
		** 計 **	5,073,058	6,252	5,079,310	663	5,589		

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 児童福祉総務費	88,551	724	89,275				
		3 児童福祉施設費	957,420	73,381	1,030,801		48,921		
		** 計 **	2,647,449	74,105	2,721,554		48,921		

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 水産業振興費	130,090	2,400	132,490				
		4 漁港建設費	580,742	55,396	636,138		41,547		
		** 計 **	1,372,597	57,796	1,430,393		41,547		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	19 負担金補助及び交付金	2,000	コミュニティ助成事業助成金 2,000
	19 負担金補助及び交付金	380	宮古市地域創造基金事業費補助金 380

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,160	9 旅費	50	普通旅費 50
	11 需用費	270	消耗品費 190 印刷製本費 80
	12 役務費	80	通信運搬費 80
	13 委託料	8,800	復興事業情報発信フォーラム委託料 8,800
2,160			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	19 負担金補助及び交付金	6,252	介護施設開設準備経費等事業費補助金 5,589 介護施設防犯対策強化事業費補助金 663

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
724	13 委託料	724	子育て支援員養成研修業務委託料 724
24,460	19 負担金補助及び交付金	73,381	保育所等施設整備事業費補助金 73,381
25,184			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,400	19 負担金補助及び交付金	2,400	新規就漁者支援補助金 2,400
13,849	15 工事請負費	55,396	漁港施設機能強化工事費 55,396
16,249			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 防災費	218,326	1,900	220,226				1,900
		** 計 **	1,679,901	1,900	1,681,801				1,900

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 教育研究所費	125,464	400	125,864		400		
		** 計 **	456,464	400	456,864		400		

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 公民館費	112,935	11,800	124,735				
		** 計 **	680,892	11,800	692,692				

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 3 厚生労働施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 保健衛生施設災害復旧費	279,275	28,000	307,275	16,566		10,500	
		** 計 **	279,276	28,000	307,276	16,566		10,500	

会計 款 項	一般会計 12 公債費 1 公債費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 元金	3,033,041	5,900	3,038,941				
		** 計 **	3,408,754	5,900	3,414,654				

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	19 負担金補助及び交付金	1,900	コミュニティ助成事業助成金 1,900

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	8 報償費	12	講師等謝礼金 12
	9 旅費	70	普通旅費 70
	11 需用費	318	消耗品費 218
			印刷製本費 100

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
11,800	13 委託料	800	磯鷗公民館屋根等改修工事監理業務委託料 800
	15 工事請負費	11,000	磯鷗公民館屋根等改修工事費 11,000
11,800			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
934	19 負担金補助及び交付金	28,000	生活用水供給施設災害復旧事業負担金 28,000
934			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
5,900	23 償還金利子及び割引料	5,900	長期償元金償還金 5,900
5,900			

付 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高見込	当該年度中増減見込				当該年度末現在高見込		
			当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還見込額	既 定 額	補 正 額	計
			既 定 額	補 正 額	計				
1. 普 通 債	22,065,474	23,398,494	4,520,000		4,520,000	2,046,542	25,877,852	△ 5,900	25,871,952
(2) 民 生 債	443,945	426,376	49,600		49,600	28,273	453,603	△ 5,900	447,703
2. 災 害 復 旧 債	82,174	1,461,664	150,300	10,500	160,800	25,910	1,586,054	10,500	1,596,554
(1) 補助災害復旧事業債	67,863	433,030	31,500	7,400	38,900	23,723	440,807	7,400	448,207
(2) 単独災害復旧事業債	14,311	828,834	118,800	3,100	121,900	2,187	945,447	3,100	948,547
補正されなかった 区分に係る額	12,046,808	11,861,476	867,000		867,000	966,489	11,761,987		11,761,987
合 計	34,194,456	36,721,634	5,537,300	10,500	5,547,800	3,038,941	39,225,893	4,600	39,230,493
※うち合併特例債	5,542,487	5,460,408	2,434,500		2,434,500	352,018	7,542,890		7,542,890

議案第 5 号

平成 29 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)

平成 29 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,715 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,602,503 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 5 月 18 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,189,149	14,715	1,203,864
	1 国民健康保険税	1,189,149	14,715	1,203,864
補正されなかった款項にかかる額		7,398,639		7,398,639
** 歳 入 合 計 **		8,587,788	14,715	8,602,503

2 歳 出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 繰上充用金			14,715	14,715
	1 繰上充用金		14,715	14,715
補正されなかった款項にかかる額		8,587,788		8,587,788
** 歳 出 合 計 **		8,587,788	14,715	8,602,503

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 国民健康保険税 1 国民健康保険税			
目		補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税		1,163,886	14,715	1,178,601
** 計 **		1,189,149	14,715	1,203,864

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 13 繰上充用金 1 繰上充用金				補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
目		補正前の額	補 正 額	計				
1 繰上充用金			14,715	14,715				
** 計 **			14,715	14,715				

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医療給付費分現年課税分	5,170	医療給付費分現年課税分 5,170
2 医療給付費分滞納繰越分	5,437	医療給付費分滞納繰越分 5,437
3 後期高齢者支援金分現年課税分	1,530	後期高齢者支援金分現年課税分 1,530
4 後期高齢者支援金分滞納繰越分	981	後期高齢者支援金分滞納繰越分 981
5 介護納付金分現年課税分	657	介護納付金分現年課税分 657
6 介護納付金分滞納繰越分	940	介護納付金分滞納繰越分 940

(単位・千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
14,715	22 補償補填及び賠償金	14,715	繰上充用金 14,715
14,715			

議案第6号

平成29年度宮古市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度宮古市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度宮古市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 水道事業収益	1,410,746千円	28,000千円	1,438,746千円	
第1項 営業収益	1,226,307千円	28,000千円	1,254,307千円	
		支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 水道事業費用	1,357,142千円	28,000千円	1,385,142千円	
第1項 営業費用	1,280,946千円	28,000千円	1,308,946千円	

平成29年5月18日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成29年度宮古市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画(税込)

収 益 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1水道事業収益			1,410,746	28,000	1,438,746	
	1営業収益		1,226,307	28,000	1,254,307	
		4 受 託 事 業 収 益	47,600	28,000	75,600	生活用水供給施設 災害復旧事業負担金の増

収 益 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1水道事業費用			1,357,142	28,000	1,385,142	
	1営業費用		1,280,946	28,000	1,308,946	
		7 受 託 事 業 費	47,600	28,000	75,600	平成28年台風10号災害復 旧事業工事請負費の増

平成29年度 宮古市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	43,221,000
減価償却費	300,996,000
固定資産除却費	59,784,000
引当金の増減額(△は減少)	6,501,000
長期前受金戻入額	△ 95,557,000
支払利息	38,342,000
受取利息及び受取配当金	△ 204,000
未収金の増減額(△は増加)	△ 202,000
貯蔵品の増減額(△は増加)	500,000
小計	353,381,000
利息及び配当金の受取額	204,000
利息の支払額	△ 38,342,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	315,243,000

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,021,208,000
有形固定資産の売却による収入	1,000
国庫補助金等による収入	457,294,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 563,913,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	259,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 89,489,000
他会計からの出資による収入	25,709,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	195,420,000

資金増加額(又は減少額)	△ 53,250,000
資金期首残高	837,913,508
資金期末残高	784,663,508

平成29年度 宮古市水道事業予定貸借対照表(税抜)

(平成30年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		153,762,688	
ロ 建 物	716,351,524		
減価償却累計額	<u>△ 366,424,147</u>	349,927,377	
ハ 構 築 物	11,559,298,403		
減価償却累計額	<u>△ 3,913,199,918</u>	7,646,098,485	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,236,169,994		
減価償却累計額	<u>△ 1,448,053,796</u>	788,116,198	
ホ 車 両 運 搬 具	25,204,714		
減価償却累計額	<u>△ 14,551,687</u>	10,653,027	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	49,095,785		
減価償却累計額	<u>△ 46,253,699</u>	2,842,086	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>185,618,614</u>	
有形固定資産合計			9,137,018,475

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		64,900	
ロ 施 設 利 用 権		<u>7,880,644</u>	
無形固定資産合計			<u>7,945,544</u>

固定資産合計 9,144,964,019

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		784,663,508	
(2) 未 収 金	19,356,249		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 4,646,000</u>	14,710,249	
(3) 貯 蔵 品		<u>14,914,719</u>	

流動資産合計 814,288,476

資産合計 9,959,252,495

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する			
企 業 債		<u>2,305,756,856</u>	

企業債合計 2,305,756,856

(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	22,664,000		
ロ 修繕引当金	<u>54,982,637</u>		
引当金合計		<u>77,646,637</u>	
固定負債合計			2,383,403,493
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	<u>90,385,138</u>		
企業債合計		90,385,138	
(2) 引 当 金			
イ 賞与引当金	<u>14,703,000</u>		
引当金合計		14,703,000	
(3) その他流動負債		<u>200,000</u>	
流動負債合計			105,288,138
5 繰延収益			
長期前受金		4,341,259,769	
収益化累計額		<u>△ 1,190,686,488</u>	
繰延収益合計			<u>3,150,573,281</u>
負債合計			<u><u>5,639,264,912</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 固有資本金		45,946,853	
(2) 出 資 金		321,437,651	
(3) 組入資本金		<u>3,231,753,399</u>	
資本金合計			3,599,137,903
7 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	140,541,058		
ロ 利益積立金	70,000,000		
ハ 建設改良積立金	361,425,422		
ニ 水源保護対策積立金	52,496,838		
ホ 当年度未処分利益剰余金	<u>96,386,362</u>		
利益剰余金合計		<u>720,849,680</u>	
剰余金合計			<u>720,849,680</u>
資 本 合 計			<u>4,319,987,583</u>
負債資本合計			<u><u>9,959,252,495</u></u>

議案第7号

平成29年度宮古市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度宮古市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度宮古市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （ 計 ）

（3）主要建設改良事業

（イ）公共下水道整備費 3,730,598千円 280,000千円 4,010,598千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額601,349千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額682千円、当年度分損益勘定留保資金572,008千円、建設改良積立金8,659千円及び減債積立金20,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額599,349千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額682千円、当年度分損益勘定留保資金572,008千円、建設改良積立金6,659千円及び減債積立金20,000千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （ 計 ）

第1款 資本的収入 4,182,253千円 282,000千円 4,464,253千円

第1項 企業債 554,500千円 143,300千円 697,800千円

第4項 国庫補助金 210,800千円 138,700千円 349,500千円

支 出

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （ 計 ）

第1款 資本的支出 4,783,602千円 280,000千円 5,063,602千円

第1項 建設改良費 3,730,598千円 280,000千円 4,010,598千円

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額（千円）			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
下水道整備事業	554,500	143,300	697,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	554,500	143,300	697,800			

平成29年5月18日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成29年度宮古市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画(税込)

資 本 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的収入			4,182,253	282,000	4,464,253	
	1 企業債		554,500	143,300	697,800	
		1 企 業 債	554,500	143,300	697,800	下水道事業債の増
	4 国庫補助金		210,800	138,700	349,500	
		1 国 庫 補 助 金	210,800	138,700	349,500	防災・安全社会資本整備 交付金の増

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的支出			4,783,602	280,000	5,063,602	
	1 建設改良費		3,730,598	280,000	4,010,598	
		1 公共下水道整備 費 (補 助)	3,693,615	280,000	3,973,615	千徳雨水ポンプ場整備事 業費の増

平成29年度 宮古市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	59,171,000
減価償却費	718,148,000
固定資産除却費	339,677,000
引当金の増減額(△は減少)	1,429,000
長期前受金戻入額	△ 485,817,000
支払利息	184,017,000
受取利息及び受取配当金	△ 100,000
未収金の増減額(△は増加)	4,425,000
小計	820,950,000
利息及び配当金の受取額	100,000
利息の支払額	△ 184,017,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	637,033,000

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,715,131,000
国庫補助金等による収入	352,678,000
一般会計からの繰入金による収入	3,001,206,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 361,247,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	349,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 630,554,000
その他の企業債による収入	348,600,000
その他の企業債の償還による支出	△ 422,450,000
一般会計からの繰入金による収入	117,784,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 237,420,000

資金増加額(又は減少額)	38,366,000
資金期首残高	750,310,482
資金期末残高	788,676,482

平成29年度 宮古市下水道事業予定貸借対照表(税抜)

(平成30年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地	1,271,396,722		
	ロ 建 物	5,815,548,505		
	減価償却累計額	<u>△ 1,695,190,636</u>	4,120,357,869	
	ハ 構 築 物	20,080,668,482		
	減価償却累計額	<u>△ 7,096,553,039</u>	12,984,115,443	
	ニ 機 械 及 び 装 置	5,586,657,189		
	減価償却累計額	<u>△ 1,817,788,508</u>	3,768,868,681	
	ホ 車 両 運 搬 具	1,928,000		
	減価償却累計額	<u>△ 1,103,852</u>	824,148	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,426,500		
	減価償却累計額	<u>△ 911,940</u>	514,560	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>594,809,387</u>	
	有形固定資産合計			22,740,886,810
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 地 上 権		<u>343,903</u>	
	無形固定資産合計			<u>343,903</u>
	固定資産合計			22,741,230,713
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		788,676,482	
(2)	未 収 金	13,930,584		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 2,687,000</u>	<u>11,243,584</u>	
	流動資産合計			<u>799,920,066</u>
	資 産 合 計			<u><u>23,541,150,779</u></u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債			
(1)	企 業 債			
	イ 建設改良に要する 企 業 債	7,144,682,311		
	ロ その他の企業債	<u>1,978,722,004</u>		
	企 業 債 合 計			9,123,404,315

(2)	引当金		
	イ 退職給付引当金	5,646,000	
	ロ 修繕引当金	<u>252,889,271</u>	
	引当金合計		<u>258,535,271</u>
	固定負債合計		9,381,939,586
4	流動負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良に要する企業債	607,202,125	
	ロ その他の企業債	<u>374,670,002</u>	
	企業債合計		981,872,127
(2)	引当金		
	イ 賞与引当金	<u>3,932,000</u>	
	引当金合計		<u>3,932,000</u>
	流動負債合計		985,804,127
5	繰延収益		
	長期前受金	19,029,555,131	
	収益化累計額	△ 7,266,095,866	
	繰延収益合計		<u>11,763,459,265</u>
	負債合計		<u>22,131,202,978</u>

資 本 の 部

6	資本金		
(1)	固有資本金	238,536,236	
(2)	出資金	8,630,032	
(3)	組入資本金	<u>334,281,244</u>	
	資本金合計		581,447,512
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ その他資本剰余金	<u>300,263,500</u>	
	資本剰余金合計		300,263,500
(2)	利益剰余金		
	イ 減債積立金	201,420,369	
	ロ 利益積立金	80,957,387	
	ハ 建設改良積立金	103,341,000	
	ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>142,518,033</u>	
	利益剰余金合計		<u>528,236,789</u>
	剰余金合計		<u>828,500,289</u>
	資本合計		<u>1,409,947,801</u>
	負債資本合計		<u>23,541,150,779</u>

議案第 8 号

宮古市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

宮古市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 24 年宮古市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税免除の適用） 第 2 条 復興産業集積区域において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 10 条の 2 第 1 項の表の第 1 号、第 10 条の 5 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項の表の第 1 号、第 17 条の 5 第 1 項、第 18 条の 4 第 1 項、第 25 条の 2 第 1 項の表の第 1 号、第 25 条の 5 第 1 項又は第 26 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第 37 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項に規定する指定事業者又は法第 40 条第 1 項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後 5 年度内に限り、その課税を免除する。	（課税免除の適用） 第 2 条 復興産業集積区域において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 10 条の 2 第 1 項の表の第 1 号、第 10 条の 5 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項の表の第 1 号、第 17 条の 5 第 1 項、第 18 条の 4 第 1 項、第 25 条の 2 第 1 項の表の第 1 号、第 25 条の 5 第 1 項又は第 26 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第 37 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項に規定する指定事業者又は法第 40 条第 1 項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後 5 年度内に限り、その課税を免除する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 5 月 18 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の適用期限を延長しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

平成28年台風第10号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定資産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例

(趣旨)

第1条 平成28年台風第10号豪雨災害（以下「豪雨災害」という。）により被災した住宅用地に代わるものとして取得した土地に係る固定資産税及び豪雨災害により被災した自動車に代わるものとして取得した軽自動車等に係る軽自動車税（以下「市税」という。）の納税義務者に対して課し、又は課すべき市税の減免に関しては、この条例の定めるところによる。

(代替土地の固定資産税の軽減)

第2条 被災住宅用地（豪雨災害により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成28年度分の固定資産税について地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第349条の3の2の規定の適用を受けたものをいう。以下同じ。）の所有者等が、平成28年8月30日から平成33年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地を取得（共有持分の取得を含む。以下この条において同じ。）した場合における当該取得された土地（以下「代替土地」という。）で新たに固定資産税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税については、代替土地のうち被災住宅用地に相当する土地として次の各号に掲げる代替土地の区分に応じ、当該各号に定める土地を住宅用地とみなして、当該土地に課すべき固定資産税の額の3分の1の額とする。

(1) 共有物である土地以外の土地 従前土地所有者（第3項第1号に掲げる者又は同項第2号から第4号までに掲げる者に係る同項第1号に掲げる者をいう。次号において同じ。）が有していた被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物である場合にあっては、その持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積とし、代替土地の面積を超える場合にあっては、当該代替土地の面積とする。）に相当する土地

(2) 共有物である土地 第3項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積（従前土地所有者が有していた被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物である場合にあっては、従前土地所有者が有していた持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積）を超える場合は、当該面積）の合計に相当する土地

2 前項の規定により住宅用地とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成28年度分の固定資産税について法第349条の3の2第2項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地の固定資産税については、前項の規定にかかわらず、当該土地に課すべき固定資産税の額の6分の1の額とする。

3 第1項に規定する被災住宅用地の所有者等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 被災住宅用地の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

(2) 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があったときにおけるその者の相続人

(3) 個人である第1号に掲げる者（以下この号において「個人所有者」という。）の3親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該個人所有者と同居する予定であると市長が認める者

(4) 第1号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の3に規定する分割承継法人

（代替軽自動車等の軽自動車税の免除）

第3条 豪雨災害により滅失し、又は損壊した自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項の自動車及び同条第3項の原動機付自転車をいう。）（以下「被災自動車」という。）の所有者が当該被災自動車に代わるものと市長が認める原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を平成28年8月30日から平成30年4月1日までの期間に取得した場合における当該軽自動車等の所有者に対しては、当該所有者が次に掲げる者に該当する場合には、平成29年度分及び平成30年度分の軽自動車税のうち軽自動車等の取得後に新たに軽自動車税を課することとなる年度に限り、軽自動車税を免除するものとする。

(1) 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車又は軽自動車（2輪のものを除く。以下この項において同じ。）（以下「普通自動車等」という。）を豪雨災害により滅失し、又は損壊した所有者であって、被災した普通自動車等に代わる軽自動車を取得したものの

(2) 原動機付自転車、軽自動車（2輪のものに限る。）又は2輪の小型自動車（以下この項において「2輪自動車等」という。）を豪雨災害により滅失し、又は損壊した所有者であって、被災した2輪自動車等に代わる2輪自動車等を取得したものの

(3) 小型特殊自動車を豪雨災害により滅失し、又は損壊した所有者であって、被災した小型特殊自動車に代わる小型特殊自動車を取得したものの

2 前項の被災自動車に代わるものとする軽自動車等の用途については、被災自動車の用途と同様としなければならない。

（減免の申請）

第4条 前2条の規定による市税の減免を受けようとする者は、市長の指定する日までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（補則）

第5条 この条例に定めるもののほか、市税の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年度以後の年度分の固定資産税及び軽自動車税について適用する。

（宮古市国民健康保険税条例の一部改正）

2 宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）の一部を次のように改

正する。

附則に次の１項を加える。

- ２０ 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が所有する土地が平成２８年台風第１０号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定資産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例（平成２９年宮古市条例第 号）第２条の規定の適用を受ける場合における第４条、第８条及び第１２条の規定の適用については、平成２９年度分から平成３６年度分までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第４条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「平成２８年台風第１０号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定資産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例（平成２９年宮古市条例第号。以下「豪雨災害代替土地等減免条例」という。）第２条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」と、第８条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「豪雨災害代替土地等減免条例第２条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」と、第１２条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「豪雨災害代替土地等減免条例第２条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」とする。

平成２９年５月１８日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

平成２８年台風第１０号豪雨災害により被災した土地及び自動車に代わって取得した土地及び軽自動車等に対する固定資産税及び軽自動車税を減免しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 10 号

宮古市児童館条例の一部を改正する条例

宮古市児童館条例（平成 17 年宮古市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
(名称、定数及び位置) 第2条 児童館の名称、定数及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>宮古市田代児童館</td><td>30人</td><td><u>宮古市田代第16地割141番地</u></td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	名称	定数	位置	〔略〕			宮古市田代児童館	30人	<u>宮古市田代第16地割141番地</u>	〔略〕			(名称、定数及び位置) 第2条 児童館の名称、定数及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>宮古市田代児童館</td><td>30人</td><td><u>宮古市田代第16地割63番地2</u></td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	名称	定数	位置	〔略〕			宮古市田代児童館	30人	<u>宮古市田代第16地割63番地2</u>	〔略〕		
名称	定数	位置																							
〔略〕																									
宮古市田代児童館	30人	<u>宮古市田代第16地割141番地</u>																							
〔略〕																									
名称	定数	位置																							
〔略〕																									
宮古市田代児童館	30人	<u>宮古市田代第16地割63番地2</u>																							
〔略〕																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

平成 29 年 5 月 18 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市田代児童館の位置を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

宮古市都市公園条例の一部を改正する条例

宮古市都市公園条例（平成 1 7 年宮古市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 7 条関係）		別表第 1（第 7 条関係）	
都市公園名	有料公園施設	都市公園名	有料公園施設
宮古運動公園	野球場 陸上競技場	宮古運動公園	野球場（照明設備等を含む。） 陸上競技場（競技用器具等を含む。） テニスコート（放送設備等を含む。） 青少年野外活動施設（キャンプ場の 炊事設備等を含む。）

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 1 1 条関係）

1 野球場を利用する場合

（単位：円）

利用区分			単 位	一般		児童及び生徒	
				A	B	A	B
グラウンド			1 時間につき	1, 100	2, 400	700	1, 300
附属設備	照明設備	全 6 基 点 灯	1 時間につき	3, 300			
		4 基 点 灯		2, 200			
	スコアボード		1 試合につき	1, 000			
	放送設備			500			

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学生、中学生及び高校生（1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者で高等学校に在籍していないものを含む。）をいう。
- 2 一般とは、児童及び生徒並びに乳幼児以外の者をいう。
- 3 A とは入場料及びこれに類するものを徴収しない場合をいい、B とは A 以外の場合をいう。

2 陸上競技場を利用する場合

(単位：円)

利用区分			単 位	一般		児童及び生徒	
				A	B	A	B
トラック フィールド	団 体 (15人 以上)	貸 切 で 利 用 す る 場 合	1 時間につき	2, 000	4, 800	1, 000	2, 400
		貸 切 以 外 で 利 用 す る 場 合		1, 000	4, 000	500	2, 000
	個人		1 日	100		50	
			1 年	4, 000		2, 000	
室内練習場	団 体 (15人 以上)	貸 切 で 利 用 す る 場 合	1 時間につき	1, 000	2, 400	500	1, 200
		貸 切 以 外 で 利 用 す る 場 合		500	2, 000	300	1, 000
	個人		1 日	100		50	
	附属設備	放送設備		1 日	500		
全自動電気計時装置		2, 000					
ミーティングルーム		1 室 1 時間につ き	300				
競技用具			貸出しをする競技用具の区分に応じ、規則で定 める額				

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学生、中学生及び高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で高等学校に在籍していないものを含む。）をいう。
- 2 一般とは、児童及び生徒並びに乳幼児以外の者をいう。
- 3 Aとは入場料及びこれに類するものを徴収しない場合をいい、BとはA以外の場合をいう。
- 4 トラック及びフィールドを貸切で利用する場合には、室内練習場の使用料は、徴収しない。

附 則

この条例は、平成29年7月13日から施行する。

平成29年5月18日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

復旧整備後の宮古運動公園について、有料公園施設の見直しをするとともに、当該有料公園施設を利用する場合の使用料について定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 12 号

宮古市コミュニティ消防防災センター条例の一部を改正する条例

宮古市コミュニティ消防防災センター条例（平成 17 年宮古市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>宮古市千鶏コミュニティ消防センター</td><td>宮古市重茂第 15 地割 3 番地 1</td></tr> <tr> <td>宮古市茂市コミュニティ消防センター</td><td>宮古市茂市第 3 地割 14 8 番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	〔略〕		宮古市千鶏コミュニティ消防センター	宮古市重茂第 15 地割 3 番地 1	宮古市茂市コミュニティ消防センター	宮古市茂市第 3 地割 14 8 番地	〔略〕		(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>宮古市千鶏コミュニティ消防センター</td><td>宮古市重茂第 15 地割 3 番地 1</td></tr> <tr> <td>宮古市高浜コミュニティ消防センター</td><td>宮古市高浜二丁目 6 番 2 6 号</td></tr> <tr> <td>宮古市茂市コミュニティ消防センター</td><td>宮古市茂市第 3 地割 14 8 番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	〔略〕		宮古市千鶏コミュニティ消防センター	宮古市重茂第 15 地割 3 番地 1	宮古市高浜コミュニティ消防センター	宮古市高浜二丁目 6 番 2 6 号	宮古市茂市コミュニティ消防センター	宮古市茂市第 3 地割 14 8 番地	〔略〕	
名称	位置																						
〔略〕																							
宮古市千鶏コミュニティ消防センター	宮古市重茂第 15 地割 3 番地 1																						
宮古市茂市コミュニティ消防センター	宮古市茂市第 3 地割 14 8 番地																						
〔略〕																							
名称	位置																						
〔略〕																							
宮古市千鶏コミュニティ消防センター	宮古市重茂第 15 地割 3 番地 1																						
宮古市高浜コミュニティ消防センター	宮古市高浜二丁目 6 番 2 6 号																						
宮古市茂市コミュニティ消防センター	宮古市茂市第 3 地割 14 8 番地																						
〔略〕																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 5 月 18 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市高浜コミュニティ消防センターを廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

川井地区防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

平成28年1月18日に議会の議決を経た川井地区防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「798,120,000円」を「809,740,800円」に改める。

平成29年5月18日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

川井地区防災行政無線施設整備工事において、運用管理装置の入替え及び架空配線経路の伐採に係る費用の増額等に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

- 1 工 事 名 川井地区防災行政無線施設整備工事
- 2 工事場所 宮古市地内
- 3 工 期 平成28年1月19日から平成30年1月13日まで
- 4 請 負 者 住所 盛岡市中央通二丁目2番5号
 名称 日本電気株式会社岩手支店
 支店長 橋爪 直樹

5 変更内容

- (1) 機器費において、統制局設備の運用管理装置に川井地区の移動局データを追加する改修作業を予定していたが、昨年の春頃から当該運用管理装置の故障が頻発し、修復も不可能であることから、運用管理装置の入替えをするもの。
- (2) 付帯工事費における電力線の架空配線経路について、最短経路による設計としていたが、東北電力株式会社との協議により、停電時の復旧作業が容易な経路に変更したことに伴い、当該経路の伐採に係る費用を増額するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
機器費				
運用管理装置(改修)	1 台	0 台	△ 1 台	△3,355,020 円
運用管理装置(新規)	0 台	1 台	1 台	6,180,300 円
付帯工事費(伐採)	0 m ²	10,101 m ²	10,101 m ²	3,250,179 円
諸経費				4,684,541 円
小 計				10,760,000 円
消費税				860,800 円
合 計				11,620,800 円

議案第 14 号

宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて

宮古市過疎地域自立促進計画（平成 28 年 2 月 26 日議決）の一部を別紙のとおり変更することに関し、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 5 月 18 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

川井産業振興公社特産品加工施設整備事業を追加するため、宮古市過疎地域自立促進計画を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更後					変更前				
2 産業の振興					2 産業の振興				
(1)・(2) 〔略〕					(1)・(2) 〔略〕				
(3) 事業計画(平成28年度～32年度)					(3) 事業計画(平成28年度～32年度)				
自立 促進 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	自立 促進 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産 業 の 振 興	(1) 〔略〕				1 産 業 の 振 興	(1) 〔略〕			
		〔略〕					〔略〕		
	(2) 〔略〕					(2) 〔略〕			
		〔略〕					〔略〕		
	(4) 地場産 業の振興 試験研究 施設					(4) 地場産 業の振興 試験研究 施設			
		原木マイ タケ生産 振興事業 【川井】 マイタ ケ研究開 発センタ ーの運 営、維持 修繕等	宮古市				原木マイ タケ生産 振興事業 【川井】 マイタ ケ研究開 発センタ ーの運 営、維持 修繕等	宮古市	
	<u>加工施設</u>	<u>川井産業 振興公社 特産品加 工施設整 備事業</u>	宮古市						
	(8) 〔略〕					(8) 〔略〕			
		〔略〕					〔略〕		
	(10) 〔略〕					(10) 〔略〕			
		〔略〕					〔略〕		

備考 変更部分は、下線の部分である。